

収集町内名	区 分	もやせないごみ・粗大ごみ・資源物収集日												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
三川目～塩釜・新森 根井～八幡 上久保・花園町・大町 駒沢・清水町	もやせるごみ 毎週 火・金 ※令和8年1月2日(金)は 収集いたしません。	もやせないごみ	7	5	2	7	4	1	6	3	1	5	2	2
		粗大ごみ	21	19	16	21	18	15	20	17	15	19	16	16
		紙・布	3	1	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5
		びん	9	14	11	9	13	10	8	12	10	14	11	11
		缶	23	28	25	23	27	24	22	26	24	28	25	25
		ペットボトル (月2回収集)	2	7	4	2	6	3	1	5	3	7	4	4
			16	21	18	16	20	17	15	19	17	21	18	18

出し方のルール

- ① 収集区分を守り、午前6時30分から午前8時30分までに出す。
 - ② 自分の町内にあるごみ集積場所に出す。
 - ③ 三沢市指定ごみ袋又は透明・半透明の袋に入れて出す。(粗大ごみ除く)
- ※段ボール箱の中に、ごみや資源物を入れて出さないで下さい。(段ボールは、紙の日に出して下さい。)

ごみ集積場所は、町内会でお金と人手を出し合い管理しています。みんなでキレイにしましょう!!

区分	分け方	出し方
もやせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック類 ●ビニール類 ●リサイクルできない紙 ●ゴム・革製品 ●その他 	<p>★竹や庭木等の枝で、直径2cm未満のものは、長さ60cm以下にして束ねて下さい。</p> <p>(直径2cm以上のものは、長さ60cm以下にし、清掃センターへ自分で持込みして下さい。ごみ集積場所には出せません。)</p> <p>★食用油は、紙などに浸すか固めて下さい。</p>
もやせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●金属 ●小型電化製品 ●ガラス ●陶磁器 ●その他 	<p>★ストーブは、灯油、電池を取り除いて下さい。</p> <p>★割れたガラスや包丁などは、厚紙や布に包んで危険と書いて出して下さい。</p> <p>★乾電池や蛍光灯、水銀体温計は、他のごみと混ぜないで、分けて出して下さい。</p>
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●家具 ●その他 	
紙	<ul style="list-style-type: none"> 新聞 週刊誌 月刊誌 カタログ 雑誌(菓子箱・ラップの箱と芯・ティッシュの箱等) 段ボール 紙パック 	<p>リサイクルできない紙、カーボン紙、ビニールコート紙などはもやせるごみへ</p> <p>★紙パックは切り開いて乾かし、まとめて下さい。</p> <p>★雨天などの場合は、透明または半透明の袋に入れて下さい。</p>
布	<ul style="list-style-type: none"> ●素材が綿100%の衣類・タオル・シーツ・肌着等 	<p>★キャップをはずし、中を水洗いして下さい。</p> <p>★びんは袋に入れて下さい。</p> <p>★ただし、色別に分ける必要はありません。</p> <p>★化粧品の容器はもやせないごみ。</p>
びん	<ul style="list-style-type: none"> ●スプレー缶・カセットボンベ ●アルミ缶・スチール缶 ●缶詰、のりなどの食品の缶 	<p>★飲料や食べ物の缶が対象です。</p> <p>★中を水洗いして下さい。</p> <p>※スプレー缶・カセットボンベなどは、車両火災の原因になりますので中を空にして、透明・半透明の袋に入れて出して下さい。</p>
缶	<ul style="list-style-type: none"> ●水・お茶の容器 ●ジュース・酒・調味料等の容器 	<p>★キャップをはずし、中を水洗いして下さい。(油の容器はもやせるごみ)</p>
ペットボトル		

《清掃センターに持込みできる時間》 問い合わせ先：清掃センター ☎59-3331(月～金(祝日除く))

- 月～金曜日(祝日を含む)/午前9時から午後4時30分まで
- 土曜日(祝日を含む)/午前9時から正午まで ※日曜日は、休みのため持込みできません。

※引越し等による大量のごみは、自分で持込みするか、処理業者に依頼して下さい。

《年末年始の休みについて》 令和7年12月31日から令和8年1月4日まで



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3Rを実践しよう!!

- ① Reduce (リデュース) ごみを減らす
- ② Reuse (リユース) 繰り返し使う
- ③ Recycle (リサイクル) 再利用する

清掃センターで処理できないごみ ※下記のものなどは、ごみ集積場所に出したり、清掃センターへの持込みはできませんので、販売店が処理業者にご相談下さい。(分解しても不可)

(主なもの)

【家電リサイクル法の対象機器】

《商店・事業所等へのお知らせ》

商店・会社・病院・飲食店などから出されるごみは、事業系ごみとなり有料です。

自分で清掃センターに持込みするか、処理業者に依頼して下さい。